

第4 避難施設

1 適用範囲

建基令第5章第2節の規定は、次に掲げる建築物に適用する。

- (1) 建基法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物
- (2) 階数が3以上である建築物
- (3) 建基令第116条の2第1項第1号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階
- (4) 延べ面積が1,000㎡を超える建築物

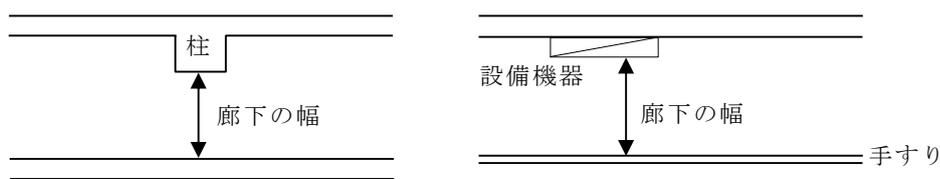
2 廊下の幅

廊下の幅は、第4-1表に掲げる数値以上とすること。

なお、廊下の幅は、有効内法寸法とされており、廊下に手すりや設備機器が取り付けられている場合は、留意すること。(第4-1図参照)

第4-1表

用途	廊下の幅	
	両側に居室がある廊下の場合	片側に居室がある廊下の場合
小学校の児童用, 中学校・高等学校の生徒用	2.3m以上	1.8m以上
病院の患者用, 共同住宅の共用廊下(住戸・住室の床面積の合計が100㎡を超える階)3室以下の専用のものを除き, 居室の床面積の合計が200㎡(地階にあっては100㎡)を超える階	1.6m以上	1.2m以上



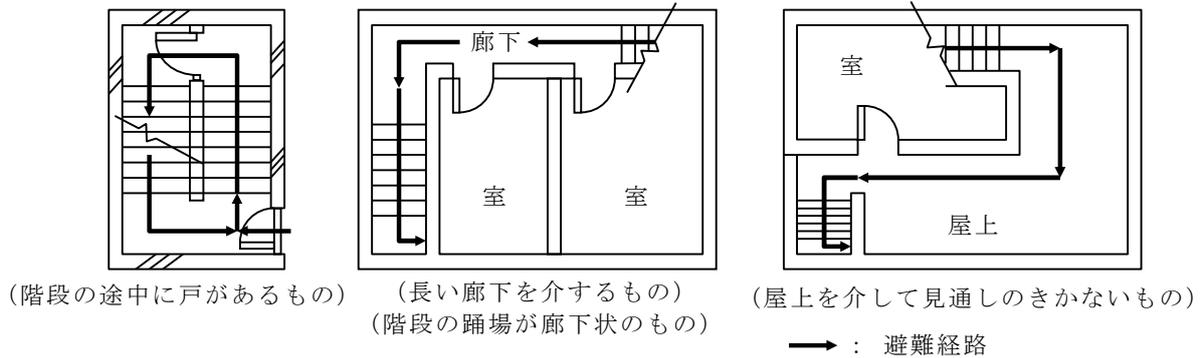
第4-1図

3 直通階段

直通階段とは、各階で次の階段まで誤りなく通じ避難階(直接地上へ通じる出入口のある階)に容易に到達できる階段をいう。

なお、階段の途中で扉があるなど避難上支障があるものや、次の階へ通じる階段の位置が離れていて連続性に欠けるもの、避難時に次の階段が容易に確認できないもの、階段の踊場が廊下状のものなどは直通階段に該当しない。(第4-2図参照)

避難上支障があり直通階段に該当しない例



第4-2図

4 2以上の直通階段（第4-2表参照）

- (1) 次に掲げる階段は、建基令第121条で定める2以上の直通階段として扱えない。
- ① 2以上の階段が途中階（避難階を含む。）で一の階段となるもの
 - ② 2以上の直通階段を必要とする階が、一の階段室内を経由しなければ他の階段に到達できない避難動線となっているもの

第4-2表 2以上の直通階段を設けなければならない建築物

建築物の用途など		主要構造部			
		準耐火構造 不燃材料	その他の 場合		
(1)	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	客席・集会室のある階			
(2)	物品販売業を営む店舗 (>1,500 m ²)	その階に売場を有するもの			
(3)	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー	客席、客室その他これに類するもの ^(注1)			
	個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設				
	ヌードスタジオその他これに類する興行場（劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。）				
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設				
(4)	病院・診療所の病室床面積、児童福祉施設などの主たる用途に供する居室床面積（その階における。）	>100 m ²	>50 m ²		
	ホテル・旅館・下宿の宿泊室床面積、共同住宅の居室床面積、寄宿舎の寝室床面積（その階における。）	>200 m ²	>100 m ²		
(6)	その他の建築物	6階以上の階	居室のある階は必要 ^(注2)		
		5階以下の階	避難階の直上階の居室床面積	>400 m ²	>200 m ²
		下の階	その他の階の居室床面積	>200 m ²	>100 m ²

(注1) その階の居室床面積の合計が100 m²（主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合は200 m²）を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる屋外避難階段又は特別避難階段が設けられているもの等

(注2) (1)から(4)までに掲げる用途に供しない場合に限り、(注1)に該当する場合は、直通階段を1とすることができる。

第4 避難施設

(2) 避難上有効なバルコニー等

建基令第 121 条の避難上有効なバルコニー，屋外通路その他のこれらに類するものは，次によること。

① 避難上有効なバルコニーの構造（第 4 - 3 図参照）

ア バルコニーの位置は，直通階段の位置と概ね対称の位置とし，かつ，当該階の各部分と容易に連絡されていること。

イ バルコニーは，その 1 以上の側面が道路等又は幅員 75 cm 以上の敷地内の通路に面し，かつ，安全な場所に避難することができる手段が講じられていること。

※ 安全な場所に避難することができる手段とは，避難器具により地上への避難動線が確保されているものをいう。

なお，当該避難器具は，容易に取り外しができない固定タラップ，床埋設式避難ハッチ等の連続的な避難ができる設備をいう。

（福岡市確認申請の手引きによる）

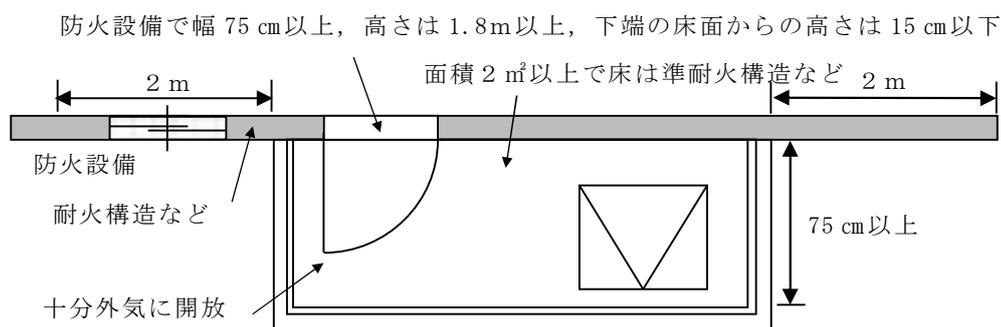
ウ バルコニー（共同住宅の住戸等に附属するものを除く。）の各部分から 2 m 以内にある当該建築物の外壁は耐火構造（準耐火建築物にあつては準耐火構造）とし，その部分に開口部がある場合には，その開口部に特定防火設備又は両面 20 分の防火設備（建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備をいう。以下同じ。）を設けること。

エ バルコニーの面積は， 2 m^2 以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）とし奥行き寸法は 75 cm 以上であること。

オ 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は 75 cm 以上，高さは 1.8 m 以上，下端の床面からの高さは 15 cm 以下であること。

カ バルコニーは十分外気に開放されていること。

キ バルコニーの床は，準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし，かつ，構造耐力上安全なものとする。



第 4 - 3 図

② 屋外通路の構造

ア 当該階の外壁面に沿って設けられ，直通階段の位置と概ね対称の位置で屋内と連絡されていること。

イ 当該階の各部分と容易に連絡されていること。

ウ 幅 60 cm 以上で，手すりその他の安全な場所に通じるものとする。

エ 通路の一端は、直通階段に連絡し、他端はタラップその他の避難上有効な手段により安全な場所に避難できる措置が講じられていること。

※ 直通階段が外壁に接して設けられていない場合又は通路を直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合等にあつては、両端に安全に避難することができる手段を講じたもの。

オ 屋内部分との区画，出入口の戸及び構造については，バルコニーの場合と同様にされていること。

③ その他これらに類するもの

下階の屋根，ひさし等（耐火構造のものに限る。）及び避難橋等で，①又は②で規定する避難上有効なバルコニー又は屋外通路と同等以上の避難上有効なものは，その他これらに類するものとみなす。

5 避難階段又は特別避難階段（第4-3表参照）

建基令第123条の避難階段及び特別避難階段は，次によること。

第4-3表 避難階段を設けなければならない建築物

	一般の建築物(注)		3階以上の階を，床面積の合計が1500㎡を超える物品販売業を営む店舗に供する建築物	
	地上階	地階	地上階	地階
避難階段又は特別避難階段とすべき直通階段	5階以上の階に通ずるもの	地下2階以下の階に通ずるもの	各階の売場および屋上広場に通ずる2以上もの	地下2階以下の階に通ずるもの
特別避難階段とすべき直通階段	15階以上の階に通ずるもの	地下3階以下の階に通ずるもの	① 5階以上の売場に通ずる1以上のもの ② 15階以上の売場に通ずるもの	地下3階以下の階に通ずるもの

(注) 以下に該当する場合は，設置を免除することができる。

- ① 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られた建築物で，5階以上の階の床面積の合計又は地下2階以下の階の床面積の合計が100㎡以下のもの。
- ② 主要構造部が耐火構造で，耐火構造の床，壁，特定防火設備で100㎡以内（共同住宅の住戸は200㎡）以内ごとに区画されたもの。

(1) 屋内に設ける避難階段

① 構造（第4-4図参照）

ア 階段室の壁の構造は，耐火構造とする。ただし，建基令第123条第1項第4号の開口部，第5号の窓，第6号の出入口の部分は除く。

イ 階段室の天井（天井がない場合にあつては，屋根）及び壁は，下地・仕上げともに不燃材料とする。

ウ 階段室には，採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設ける。

エ 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1㎡以内で，鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸は除く。）は，階段室以外の開口部等から90cm以上離すか，又は50cm以上突出した準耐火構造又は耐火構造のそで壁・ひさし等を設ける。

第4 避難施設

オ 階段室の屋内に面する壁に開口部を設ける場合、その面積は各々 1 m^2 以内の鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸とする。

カ 階段室の出入口には、防火設備で次の（ア）又は（イ）のいずれかに適合するものであること。

（ア） 面積 3 m^2 以内の常時閉鎖式防火戸とすること。

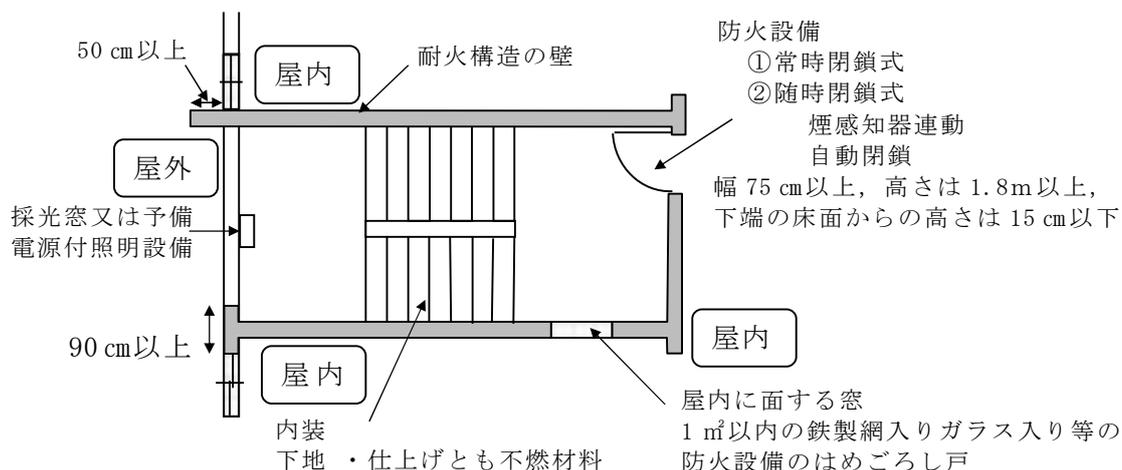
（イ） 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖式の防火戸とすること。

a 直接手で避難方向に開くことができ、かつ、手を放せば自動的に閉まる構造を有するもの。

b 幅は 75 cm 以上、高さは 1.8 m 以上、下端の床面からの高さは 15 cm 以下であること。

c 随時閉鎖できる煙感知器又は熱煙複合式感知器連動の自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

キ 階段は、耐火構造として避難階まで直通させること。（鉄造も可）



第4-4図

② 階段室内に設けるエレベーターの出入口

階段室内には、エレベーターの出入口を設けないこと。ただし、すべての階でエレベーターの昇降路等の部分が他の部分と防火区画され、出入口が階段室内のみにある場合は、設けることができる。

(2) 屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）の階段

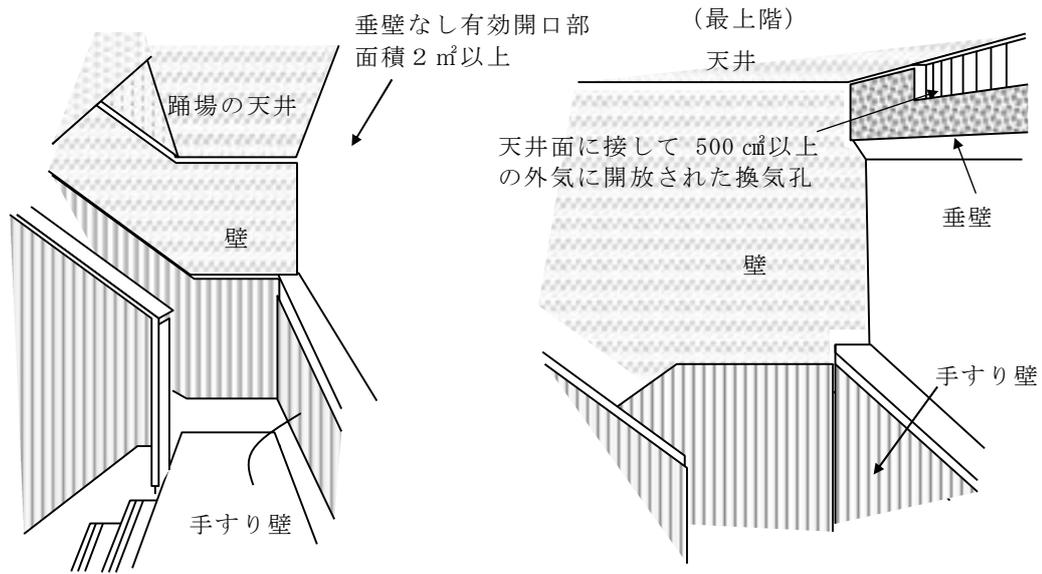
規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の屋内避難階段等の部分は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部（窓は該当しない）で次の①及び②に該当するもの。

（第4-5図参照）

① 開口部の開口面積は、 2 m^2 以上であること。

② 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。

ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に 500 cm^3 以上の外気に開放された排煙上有効な換気口を設けた場合は、この限りではない。



排煙上有効な開口部を有する屋内避難階段

第4-5図

(3) 屋外に設ける避難階段

① 構造 (第4-6図参照)

ア 階段から2m未満には階段への出入口以外の開口部 (開口面積が各々1㎡以内で、鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸は除く。)を設けないこと。(ただし、1㎡以内の鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし窓は可)

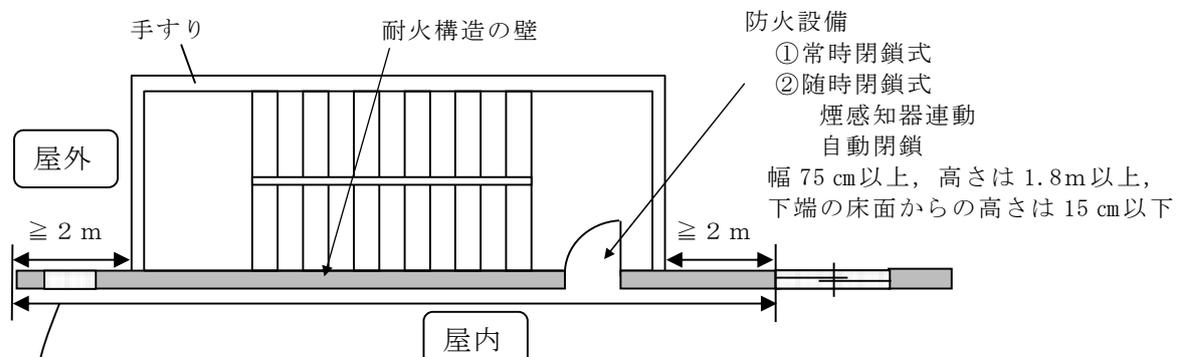
イ 階段への出入口の戸は、(1).①.カの防火設備を設けること。

ウ 階段は、耐火構造として地上まで直通すること。(鉄造も可)

エ 階段の開放性は、各階において開放性は階段周長の1/2以上が直接外気に有効に開放されていること。(開放率は75%以上とする。)

オ 手すりの高さは、踊場部分は1.1m以上とすること。

なお、階段部分の手すりは、転落防止のため90cm以上とすること。☞



この範囲内の出入口以外の開口部は禁止
(ただし、1㎡以内の鉄製網入りガラス入り等のはめごろし戸は可。)

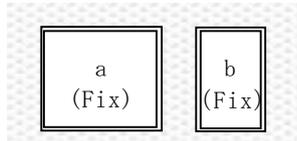
第4-6図

第4 避難施設

② 2 m未満の距離に設けるはめごろし窓の取扱い

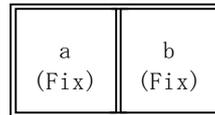
屋外避難階段から2 m未満の距離の範囲に1 m²以内の鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸を連続して設置する場合、当該はめごろし戸相互間の部分は耐火構造の壁で区切られるものとし、単に窓枠等で区切られた場合は窓枠相互で区切った面積の合計が1 m²を超えることはできない。(第4-7図参照)

ア



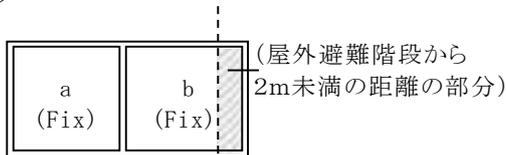
a, b 各々1 m²以内であれば認められる。
(耐火構造の壁で相互が隔てられている。)

イ



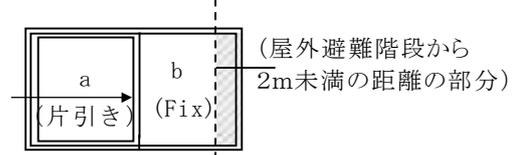
a と b の合計が1 m²以内であれば認められる。
(開口部の窓枠などの区切りでは別の開口部として認められない。)

ウ



a と b の合計が1 m²を超える場合は認められない。

エ



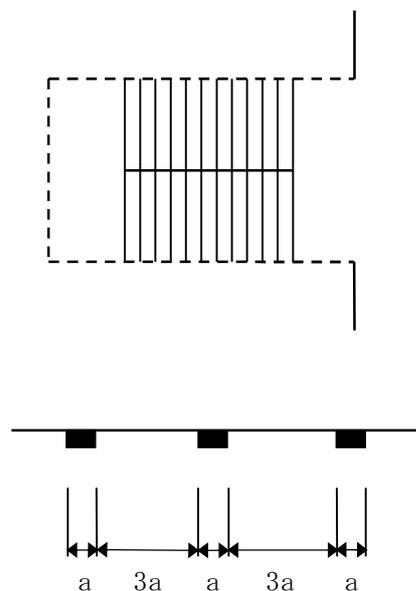
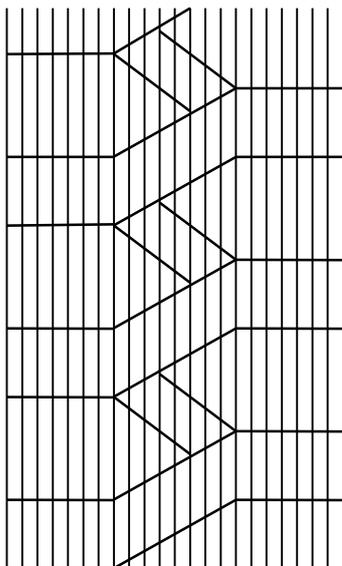
a と b の合計が1 m²以内であっても a の開口部がはめごろしの構造となっていないので認められない。

第4-7図

③ 手すり、格子等の取り扱い(福岡市確認申請の手引きによる)

屋外避難階段に手すり、格子等が設置されている場合は、当該部分の見付面積の3/4以上の空隙があれば、開放されているものとして取り扱う。

(第4-8図参照)

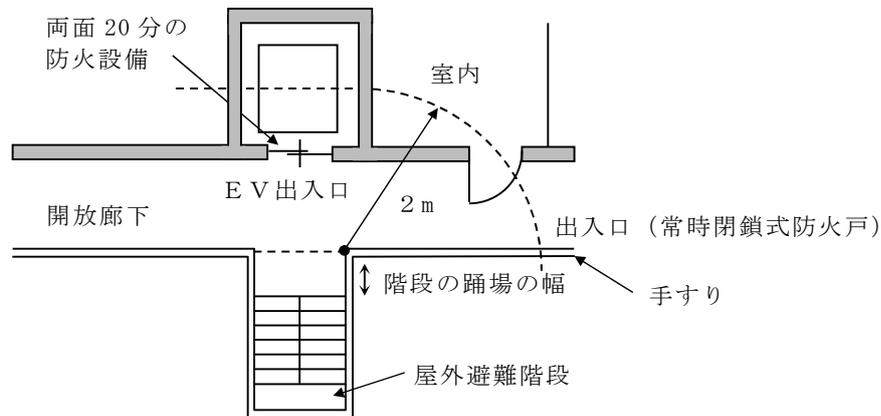


第4-8図

④ エレベーターの出入口との関係

屋外避難階段から2 m未満の距離の範囲であっても、十分外気に開放されている場合には、その部分にエレベーターの出入口を設置することができる。

なお、エレベーターの昇降路の戸は、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とする必要がある。(第4-9図参照)



第4-9図

(4) 特別避難階段

① 構造 (第4-10図参照)

ア 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。

イ 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」(平成28年国土交通省告示第696号)

ウ 階段室、バルコニー及び付室は、カの開口部、クの窓又はコの出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

エ 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、下地及び仕上げを不燃材料とすること。

オ 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

カ 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々1 m²以内で、鉄製網入りガラス入り等の防火設備のはめごろし戸は除く。)は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部及び壁、屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から90 cm以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、「防火区画に接する外壁(スパンドレル)」第2章第2節第3.3に適合する場合は、この限りではない。

キ 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

第4 避難施設

ク 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合には、はめごろし戸を設けること。

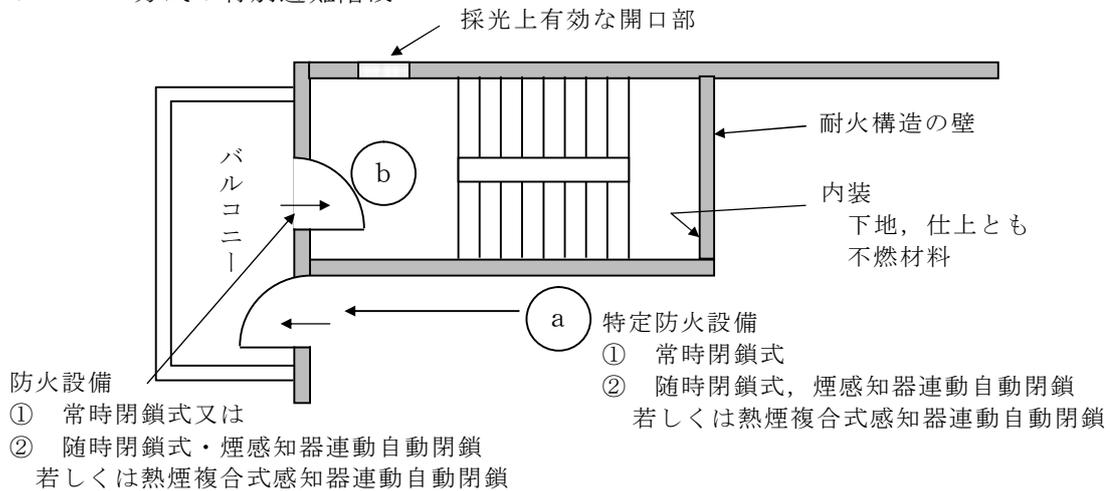
ケ バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部は設けないこと。

コ 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には防火設備を設け、いずれも(1).①.カによること。

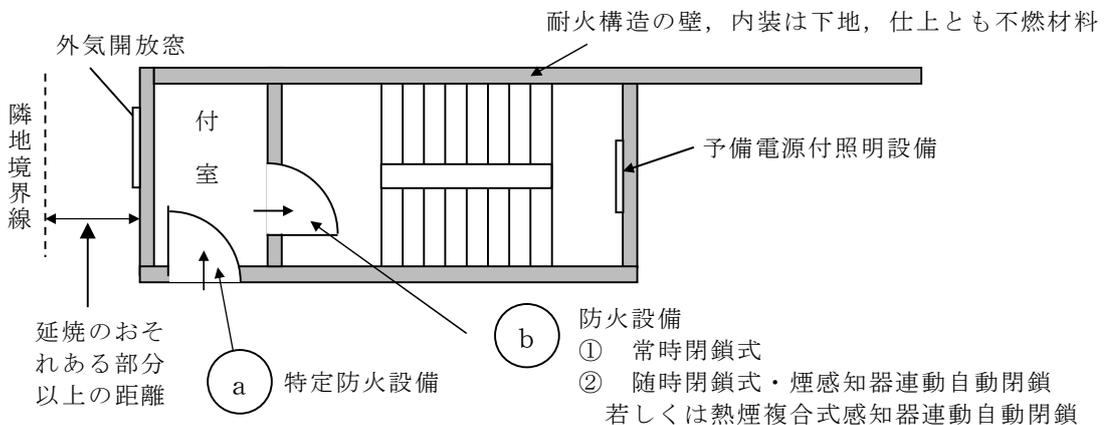
サ 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通とすること。

シ 15階以上の各階又は地下3階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積の合計は、その階の居室床面積に $\frac{3}{100}$ （建基法別表第一（い）欄（一）項又は（四）項に掲げる用途の居室にあっては $\frac{8}{100}$ ）を乗じたものの合計以上とすること。

バルコニー方式の特別避難階段



自然排煙方式の特別避難階段



第4 避難施設

7 その他

- (1) 建基令第126条第2項の規定による屋上広場を設ける百貨店等は、第2章第3節第2【参考】3.(3)により指導すること。
- (2) 建基令第120条の居室等の歩行距離は、火災時等の避難を想定したものであるから、室内の間仕切り、家具等を考慮したものとする必要がある。
- (3) 避難経路となる通路や階段等の壁及び天井には、避難上障害となる鏡等を設けないこと。
- (4) 直通階段が避難階において上層と下層のいずれにも連なる場合の避難階の階段室内には、その旨の表示（避難口誘導灯、誘導標識）をしておくこと。☞
- (5) 避難通路等には、避難の障害となるような段差等を設けないこと。
- (6) その他避難通路等の取扱いは、条例第5章によること。

【参考】 関係条文

建 基 法	建 基 令	告 示
第 35 条 (特殊建築物等の避難及び 消火に関する技術的基準)	第 116 条の 2 (窓その他の開口部を有しない居室等) 第 117 条 (適用の範囲) 第 118 条 (客席からの出口の戸) 第 119 条 (廊下の幅) 第 120 条 (直通階段の設置) 第 121 条 (2 以上の直通階段を設ける場合) 第 121 条の 2 (屋外階段の構造) 第 122 条 (避難階段の設置)	「通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件」(平成 28 年国土交通省告示第 695 号)
	第 123 条 (避難階段及び特別避難階段の構造)	「特別避難階段の階段室又は附室の構造方法を定める件」(平成 28 年国土交通省告示第 696 号)
	第 123 条の 2 (共同住宅の住戸の床面積の算定等) 第 124 条 (物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅) 第 125 条 (屋外への出口) 第 125 条の 2 (屋外への出入口等の施錠装置の構造等) 第 126 条 (屋上広場等)	
第 36 条 (この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)	第 23 条 (階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法) 第 24 条 (踊場の位置及び踏幅) 第 25 条 (階段等の手すり等) 第 26 条 (階段に代わる傾斜路) 第 27 条 (特殊の用途に専用する階段)	「建築基準法施行令第 23 条第 1 項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件」(平成 26 年国土交通省告示第 709 号)

第4 避難施設

<p>建基市条例</p> <p>第8条 (劇場等の屋外への出口)</p> <p>第9条 (劇場等の直通階段)</p> <p>第10条 (劇場等の避難階段等)</p> <p>第11条 (劇場等の用途に供する部分への準用)</p> <p>第12条 (劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用)</p> <p>第13条 (劇場等の避難階における避難経路)</p> <p>第14条 (劇場等の廊下)</p> <p>第15条 (劇場等の客席からの出口)</p> <p>第18条 (マーケット等の通路)</p> <p>第19条 (木造の共同住宅等の出口)</p>	<p>「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく告示」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)</p> <p>福岡市福祉のまちづくり条例 (平成10年福岡市条例第9号)</p> <p>福岡市福祉のまちづくり条例施行規則 (平成10年福岡市規則第93号)</p> <p>条例 第5章(避難及び防火の管理等)</p>
--	--

